～知っ得情報～
消費生活の心得㉒

口頭での電気通信サービスの契約は成立するのか

《相談内容》

大手通信事業者の代理店から「インターネットの使用料が今より安くなる」と、他社からの乗り換えを勧める電話があり、「いいですね」と答えると電話が切れた。この会話だけで契約は成立したことになるのか。（40歳代、男性）

《アドバイス》

契約は口頭でも成り立つので、事業者から契約の成立を主張される可能性があります。

こうしたトラブルから消費者を守るために、電気通信事業法では、事業者が光回線など電気通信サービスの契約を結ぶ場合、書面の交付を義務付けています。

また、書面を受け取った日から8日間は、違約金なしで契約を取り消すことができます（初期契約解除制度）。しかし、契約解除までの利用料や工事費、手数料は発生するので、早めに事業者に解約する意思を申し出ましょう。

契約の書面は、Eメール、CD－ROM、ウェブページへの掲載など、電子媒体でも交付を受けることができます。

契約するときは、契約内容の説明を受け、納得した上で契約書に署名しましょう。契約や今後の勧誘を希望しない場合は、事業者にその意思をはっきり伝えましょう。トラブルになりそうな場合は、消費生活センターに相談してください。

消費生活の困り事は
消費生活センター（☎0848･67･6410）へ

相談員が解決策を一緒に考えます。
と　き　祝日を除く月～金曜日
9時～12時、13時～16時
ところ　市役所本庁５階
【巡回相談】
と　き　11日（金）･18日（金）･25日（金）
14時～16時
ところ　本郷･久井･大和支所
申し込み　相談日の前日までに、消費生活センターまたは商工振興課（☎0848･67･6072）へ

人権標語
差別の芽　つみとる勇気は　あなたから
（市民の作品）

児童館へおいでよ！

申し込み先　児童館（☎FAX兼用0848･67･1123）

こま名人と遊ぼう

と　き　6日(日)10時30分～12時
内　容　こま回しの実演と指導
対　象　3歳児～中学生
定　員　30人

リトミックランド

と　き　17日(木)･18日(金)①10時30分～11時②11時15分～11時45分
内　容　リトミック（音楽表現）
対　象　①0歳児②17日＝2～5歳児、18日＝1歳児と保護者
定　員　各15組

茶の心～和親庵～

と　き　19日(土)10時15分～、11時15分～
ところ　サン･シープラザ4階
内　容　お茶のお点前
対　象　3歳児以上
※未就学児は保護者同伴。
定　員　各10人　**参加費**　250円
用意する物　ハンカチ･白い靴下

テーブルマナーを楽しもう

と　き　27日(日)11時～12時30分
ところ　三原国際ホテル
内　容　テーブルマナー講座
講　師　ホテル副支配人 土井智清さん
対　象　小学生以上
定　員　20人　**参加費**　2,000円

赤ちゃん集まれ！

と　き　29日(火)10時30分～12時
内　容　ベビーマッサージ
対　象　2～10カ月児と保護者
講　師　助産師　山本 久美子さん
定　員　13組　**参加費**　500円

親子ストレッチ

と　き　16日(水)①10時～10時45分 ②11時～11時45分
対　象　保護者と①0～1歳児②2歳～未就学児
定　員　各30組

※いずれも申し込み先着順です。申し込み受け付けは１日(火)10時からです。
※開館時間は10時～17時30分です。月曜日は休館日です。